

回 数 (年数)	問 題
第76回 (8年)	〔第一問〕 - 50点 - 問 1 (25点) 次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。 (1) 法人の事業税の延滞金が発生する場合について、適用される延滞金の割合(※)及び延滞金が控除される期間を踏まえて説明しなさい。 なお、道府県の徴税吏員が延滞金を徴収することとなる場合には、適用される延滞金の割合及び延滞金が控除される期間についての説明は要しない。 ※ 租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合は0.8%とする。 (2) 清算中の法人(※)が行う各事業年度の事業税の申告納付について、事業を行う法人(清算中の法人を除く。)が行う申告納付との違いを踏まえて説明しなさい。 なお、事業税の各区分における課税標準の算定方法、申告納付を行うに当たって記載する事項及び添付する書類についての説明は要しない。 ※ 当該法人は令和8年4月3日以後に解散した法人とする。 問 2 (25点) 甲株式会社(以下「甲社」という。)の第6期事業年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの事業年度)における事業税付加価値割の算出の基礎となる課税標準の算定方法を次の【資料】に留意しながら説明しなさい。 【資料】 1 甲社は令和3年4月1日に設立され、L県に本店(設立当初より設置)を、M県に支店(設立当初より設置)及び工場(設立当初より設置)を、N県に支店(令和8年11月1日より設置)を設置し、家具の製造業を行っている。 2 甲社は令和6年4月1日からO国においても支店(恒久的施設に相当するもの)を設置し、家具の製造業を行っている。 3 甲社の第5期事業年度終了時点の資本金の額は120,000,000円、資本準備金は920,000,000円である。 4 甲社は令和8年5月30日に行われた株主総会において、会社法第447条第1項の規定により資本金の額を40,000,000円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替える旨決議を受けた。なお、当該事項に係る効力発生日は令和8年8月31日である。 5 M県支店の従業者数は、第6期事業年度開始の月の月末時点では20名であったが、繁忙に合わせて毎月増員し、第6期事業年度終了日時点では45名となった。

- 6 甲社は、O国支店の設置に当たり、本店からO国支店へ貸し付けを行っており、各事業年度末に貸付金に係る利子の支払を受けている。
- 7 M県工場では、機材を一時的に保管するために令和8年6月1日から令和8年6月28日までの間、県内の倉庫を賃借していた。
- 8 M県支店においては、乙株式会社から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第66条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき労働者派遣を受けている。
- 9 L県本店における給与・賞与等については、法人税の課税標準である所得の計算において、一部の役員給与が損金不算入とされている。
- 10 O国支店で従事する従業者へ支払われる毎月の給与等には、O国で従事するための在勤手当が含まれている。この在勤手当は、O国における物価、生活水準、為替市場等の状況を踏まえ、必要な範囲で給与に加算されているものである。
- 11 甲社は、O国において事業を行うことにより、国内及びO国内のそれぞれの事業に帰属する所得についてO国の法令に基づき法人税に相当する額を課税されており、法人税の課税標準である所得の計算において、全額を損金の額に算入している。
- 12 甲社の第6期事業年度における法人税の課税標準である所得の計算において、支払を受けた利子について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額の全額を損金の額に算入している。
- 13 甲社の第6期事業年度における、法人税の課税標準である所得の計算において、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（所得税法第28条第1項に定める額）の総額は516,600,000円（前期504,000,000円）であった。
- 14 上記1～13を踏まえ、地方税法施行規則第六号様式別表五の二に記載された額の一部は次のとおりとなる。
- ・報酬給与額……………600,000,000円
 - ・純支払利子……………144,000,000円
 - ・純支払賃借料……… 96,000,000円
- 15 甲社は国内外における事業に係る経理を明確に区分していない。
- 16 甲社は租税特別措置法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当する。
- 17 上記1～16以外に考慮すべき項目はない。